

| 保険料段階 | 対象者 | | 保険料率 | 年間保険料 | 月額保険料 |
|---------------|---------------------------------------|--------------------------------------|----------|----------|---------|
| 第1段階 | 生活保護を受給している方 | | 0.25 | 18,840円 | 1,570円 |
| | 世帯全員が 区民税非課税 | 老齢福祉年金を受給している方 | | | |
| | | 本人の課税年金収入額+その他の合計所得金額が82万6,500円以下の方 | | | |
| 第2段階 | 世帯全員が 区民税非課税 | 本人の課税年金収入額+その他の合計所得金額が120万円以下の方 | 0.45 | 33,960円 | 2,830円 |
| 第3段階 | | 本人の課税年金収入額+その他の合計所得金額が120万円を超える方 | 0.65 | 49,080円 | 4,090円 |
| 第4段階 | 本人が区民税非課税で 世帯員(※)に区民税課税の方が いる場合 | 本人の課税年金収入額+その他の合計所得金額が82万6,500円以下の方 | 0.90 | 68,040円 | 5,670円 |
| 第5段階 (基準額) | | 本人の課税年金収入額+その他の合計所得金額が82万6,500円を超える方 | 1.00 | 75,600円 | 6,300円 |
| 第6段階 | 本人が区民税課税 | 合計所得金額が120万円未満の方 | 1.15 | 87,000円 | 7,250円 |
| 第7段階 | | 合計所得金額が120万円以上210万円未満の方 | 1.22 | 92,280円 | 7,690円 |
| 第8段階 | | 合計所得金額が210万円以上320万円未満の方 | 1.45 | 109,680円 | 9,140円 |
| 第9段階 | | 合計所得金額が320万円以上370万円未満の方 | 1.60 | 120,960円 | 10,080円 |
| 第10段階 | | 合計所得金額が370万円以上500万円未満の方 | 1.80 | 136,080円 | 11,340円 |
| 第11段階 | | 合計所得金額が500万円以上620万円未満の方 | 2.10 | 158,760円 | 13,230円 |
| 第12段階 | | 合計所得金額が620万円以上750万円未満の方 | 2.30 | 173,880円 | 14,490円 |
| 第13段階 | | 合計所得金額が750万円以上1,000万円未満の方 | 2.60 | 196,560円 | 16,380円 |
| 第14段階 | | 合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方 | 2.90 | 219,240円 | 18,270円 |
| 第15段階 | | 合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満の方 | 3.20 | 241,920円 | 20,160円 |
| 第16段階 | | 合計所得金額が2,000万円以上 2,500万円未満の方 | 3.60 | 272,160円 | 22,680円 |
| 第17段階 | 合計所得金額が2,500万円以上の方 | 4.00 | 302,400円 | 25,200円 | |

(※)世帯員とは、当該年度の4月1日または資格取得日時点の住民票の同一世帯員

- 合計所得金額とは、年金や給与、不動産、配当、譲渡など各所得金額の合計で、医療費控除や扶養控除などの所得控除を引く前の額です。
- その他の合計所得金額とは、合計所得金額から年金収入に係る所得を除いた所得額です。
- 土地建物等の譲渡に係る特別控除がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額になります。
- 第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれる場合は、給与所得から10万円を控除した額となります。(控除後の金額が0円を下回る場合は、0円となります)。
- 課税年金収入額とは、国民年金、厚生年金など公的年金の年間受給額です。遺族年金や障害年金などの非課税年金は含みません。